

○法務省告示第三号
厚生労働省告示第三号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第百十二号）の施行に伴い、及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十八条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報に関する取扱い等について適切に対処するための指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年十月四日

法務大臣 山下 貴司

厚生労働大臣 根本 匠

監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報に関する取扱い等について適切に対処するための指針の一部を改正する告示

監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報に関する取扱い等について適切に対処するための指針（平成二十九年法務省

告示第二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 団体監理型実習実施者等による労働条件等の変更等に係る明示</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 団体監理型実習実施者等は、(一)の明示を行うに当たっては、団体監理型技能実習生等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。</p> <p>イ 第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。</p> <p>ロ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。</p> <p>(四) (略)</p>	<p>第二 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 団体監理型実習実施者等による労働条件等の変更等に係る明示</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 団体監理型実習実施者等は、(一)の明示を行うに当たっては、団体監理型技能実習生等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。</p> <p>イ 第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。</p> <p>ロ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。</p> <p>(四) (略)</p>